長 運 整 第 11 号 の 2
令 和 元 年 5 月 8 日

指定自動車整備事業者　各位

長野運輸支局検査整備保安部門
首席陸運技術専門官

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和元年5月7日付け事務連絡)のとおり通知がありましたので了知願います。

長野運輸支局
1.5.-7
第7号

事　務　連　絡
令和元年5月7日

管内各運輸支局首席陸運技術専門官　殿

自動車技術安全部　整備・保安課長

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

標記について、自動車局整備課整備事業班長より別紙写し（平成31年4月26日付け事務連絡）のとおり通知があったので了知されるとともに、指定自動車整備事業者へ周知願います。

技整
第 号
31.4.26
北陸信越運輸局

事　務　連　絡
平成31年4月26日

各地方運輸局自動車技術安全部整備課長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部整備・保安課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

自動車局整備課
整備事業班長

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

保安基準適合標章は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の5第7項において、保安基準適合証の交付を受けた自動車は、自動車検査証及び検査標章の交付を受けるまでの間、これらに代えて有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示することで、運行の用に供することができるものであります。

元号が改められることに伴う保安基準適合標章の取扱いについては、「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」（平成31年4月1日付け、国自安第231号、国自環第198号、国自技第272号、国自情第310号、国自審第2101号、国自整第313号）2.（2）ロ. により、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用し、訂正印は必要ないものと定められたところです。

一方、保安基準適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、当該標章の裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、その取扱いについては、標記通達によるほか、下記のとおりとしますので、貴局管内の指定自動車整備事業者に対して、周知方お願いいたします。

なお、別紙により、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて通知していることを申し添えます。

記

「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

別紙

事　務　連　絡
平成 31 年 4 月 26 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省自動車局整備課
整備事業班長

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

保安基準適合標章は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 94 条の５第７項において、保安基準適合証の交付を受けた自動車は、自動車検査証及び検査標章の交付を受けるまでの間、これらに代えて有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示することで、運行の用に供することができるものであります。

元号が改められることに伴う保安基準適合標章の取扱いについては、「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」（平成 31 年 4 月 1 日付け、国自安第 231 号、国自環第 198 号、国自技第 272 号、国自情第 310 号、国自審第 2101 号、国自整第 313 号）２．（２）ロ．により、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用し、訂正印は必要ないものと定められたところです。

一方、保安基準適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、当該標章の裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、その取扱いについては、標記通達によるほか、下記のとおりとしますので、貴会傘下会員の指定自動車整備事業者に対して、周知方お願いいたします。

なお、別紙により、各地方運輸局自動車技術安全部整備課長、各地方運輸局自動車技術安全部整備・保安課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あて通知していることを申し添えます。

記

「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする